

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分 (1)～(31) (略)	内 容 (略)	区 分 (1)～(31) (略)	内 容 (略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる平成30年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成30年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ (略)	(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる平成31年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成31年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ (略)
2 料金額 2－1 端末回線伝送機能 2－1－1 基本額 2－1－1－1 基本料		2 料金額 2－1 端末回線伝送機能 2－1－1 基本額 2－1－1－1 基本料	
月額		月額	
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5－3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの  イ 200Mbit/s から1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに  1回線ごとに
		4,796円	
		11,201円	
2－1－1－1の2～2－1の4 (略)		2－1－1－1の2～2－1の4 (略)	

旧		新	
第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分 (1)～(31) (略)	内 容 (略)	区 分 (1)～(31) (略)	内 容 (略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる平成30年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成30年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ (略)	(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる平成31年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成31年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ (略)
2 料金額 2－1 端末回線伝送機能 2－1－1 基本額 2－1－1－1 基本料		2 料金額 2－1 端末回線伝送機能 2－1－1 基本額 2－1－1－1 基本料	
月額		月額	
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5－3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの  イ 200Mbit/s から1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに  1回線ごとに
		4,512円	
		10,457円	
2－1－1－1の2～2－1の4 (略)		2－1－1－1の2～2－1の4 (略)	

2-2 端末系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア アイ以外のもの	1装置ごとに月額	405,252円	――
		イ 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	430,556円	
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに	1.85円	――
		イ 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	1.98円	
		ウ アイ以外のもの	1装置ごとに月額	8,071円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(3) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	330,747円	――

2-2 端末系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア アイ以外のもの	1装置ごとに月額	394,033円	――
		イ 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	370,370円	
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに	1.75円	――
		イ 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	1.88円	
		ウ アイ以外のもの	1装置ごとに月額	7,659円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(3) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	394,453円	――

の交換を行う機能	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちI P o E方式で接続する場合	(ア) 大阪府内の設置場所において接続する場合	月額	<u>12,674,250</u> 円	平成30年4月1日時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	月額	<u>3,375,667</u> 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	月額	<u>3,375,667</u> 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

の交換を行う機能	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちI P o E方式で接続する場合	(ア) 大阪府内の設置場所において接続する場合	月額	<u>13,312,417</u> 円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	月額	<u>3,386,167</u> 円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	月額	<u>3,386,167</u> 円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

		(イ) 広島県内の設置場所において接続する場合	月額	<u>3,375,667</u> 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	月額	<u>3,375,667</u> 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	<u>1,562,500</u> 円	

2-4の2 音声パケット変換機能

区 分		単 位	料金額	備考
音声パケット変換機能	I G Sで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	<u>0.0020585</u> 円	

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

		(イ) 広島県内の設置場所において接続する場合	月額	<u>3,345,333</u> 円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	月額	<u>3,386,167</u> 円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	<u>1,541,667</u> 円	

2-4の2 音声パケット変換機能

区 分		単 位	料金額	備考
音声パケット変換機能	I G Sで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	<u>0.0021550</u> 円	

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	302,083 円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	103,583 円
		20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	133,960 円
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	156,008 円
		40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	174,111 円
		50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	189,145 円
		60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	202,426 円
		70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	214,391 円
		80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	225,480 円
		90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	235,693 円
		100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	245,467 円
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	318,658 円
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	371,246 円
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	414,190 円
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	450,997 円
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	483,421 円
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	513,214 円
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	539,939 円
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	565,349 円
		1 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	588,567 円
		2 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	771,212 円
3 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	906,076 円		
4 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,017,269 円		
5 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,113,995 円		
6 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,200,640 円		
7 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,279,832 円		
8 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,353,764 円		
9 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,422,874 円		
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,488,039 円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	264,583 円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	67,037 円
		20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	86,476 円
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	100,433 円
		40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	111,793 円
		50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	121,135 円
		60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	129,611 円
		70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	137,221 円
		80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	144,255 円
		90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	150,711 円
		100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	156,591 円
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	202,694 円
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	235,815 円
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	262,590 円
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	285,903 円
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	306,331 円
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	324,740 円
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	341,706 円
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	357,518 円
		1 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	372,177 円
		2 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	487,607 円
3 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	573,035 円		
4 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	643,750 円		
5 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	705,811 円		
6 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	761,814 円		
7 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	813,201 円		
8 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	861,126 円		
9 Gbit/s の符号伝送が可能なもの	906,167 円		
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	948,611 円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	226,098円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	292,387円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	340,494円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	379,988円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,784円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	441,752円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	467,850円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	492,033円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	514,303円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	535,616円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	695,154円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	809,716円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	903,225円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	983,337円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,053,880円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,118,681円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,176,784円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,232,015円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,282,462円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,678,798円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,970,827円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,211,182円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,419,957円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,606,723円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,777,221円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,936,236円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,084,724円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,224,600円		

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分	単 位	料金額	備考
SIPサー バ機能	一般収容局ルータと連携してインターネ ットプロトコルによるパケットの伝送の 制御又は固定端末系伝送路設備の認証等 を行う機能	1通信ごとに 0.61622円	

2-8~2-10 (略)

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	220,755円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	284,663円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	330,511円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	367,804円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	398,442円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	426,229円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	451,164円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	474,198円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	495,331円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	514,563円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	665,053円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	772,767円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	859,569円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	934,964円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,000,853円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,060,087円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,114,569円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,165,249円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,212,126円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,578,236円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,845,486円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,064,256円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,254,508円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,424,799円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,579,880円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,723,554円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,857,723円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,983,336円		

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分	単 位	料金額	備考
SIPサー バ機能	一般収容局ルータと連携してインターネ ットプロトコルによるパケットの伝送の 制御又は固定端末系伝送路設備の認証等 を行う機能	1通信ごとに 0.58412円	

2-8~2-10 (略)

2-1-1 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(24) 一般 收容局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、関門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般收容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般收容局ルータにおける1IP通信網收容装置ごとに月額	1,712,989円	
(25) 一般 中継局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、関門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,229,167円	
(26) 関門 交換機接 続ルーテ ィング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.61622円	
		1秒ごとに	0.0043684円	

2-1-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(24) 一般 收容局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、関門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般收容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般收容局ルータにおける1IP通信網收容装置ごとに月額	1,603,767円	
(25) 一般 中継局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、関門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,270,833円	
(26) 関門 交換機接 続ルーテ ィング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.58412円	
		1秒ごとに	0.0037864円	

2-1-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換又は伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1 Mbit までごとに月額	0.00033706円	
		イ 高優先クラス	1 Mbit までごとに月額	0.00032582円	
		ウ 優先クラス	1 Mbit までごとに月額	0.00028088円	
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbit までごとに月額	0.00028088円	

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	ア IP通信網終端装置（ウに定めるもの以外）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェースを付与する機能	_____
	イ～ウ (略)	

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）

1～8

（経過措置）

9 (略)

(1) (略)

(2) 料金額

区 分	単 位	料金額	備考
IP電話に係る一般中継系ルータ交換伝送機能	1 Mbit までごとに月額	0.00200286円	

(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1 Mbit までごとに月額	0.00024795円	
		イ 高優先クラス	1 Mbit までごとに月額	0.00024599円	
		ウ 優先クラス	1 Mbit までごとに月額	0.00022828円	
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbit までごとに月額	0.00019679円	

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	ア IP通信網終端装置（ウに定めるもの以外）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能	_____
	イ～ウ (略)	

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）

1～8

（経過措置）

9 (略)

(1) (略)

(2) 料金額

区 分	単 位	料金額	備考
IP電話に係る一般中継系ルータ交換伝送機能	1 秒ごとに	0.0014509円	



附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額及び附則（平成30年6月15日西設相制第2号）料金額については平成31年4月1日に遡及して適用します。

(IP通信網との接続に係る機能の経過措置)

2 協定事業者が現に利用しているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第51欄ウ欄に限ります。）のうち、平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置について、本規定の適用日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア欄の増設基準（平成30年6月1日時点の増設基準とします。）を満たしている場合に限り、協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより協定事業者が現に利用している同ウ欄の機能を同ア欄に変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。

技術的条件集別表 2.6.5

I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様(IPv6 IPoE 方式)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 10GBASE-LR インタフェースにて接続する場合

2.1.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2.1.2 略

2.2 100GBASE-LR4 インタフェースにて接続する場合

2.2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ba Clause82, 83, 88 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

(略)

技術的条件集別表 2.6.5

I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様(IPv6 IPoE 方式)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 10GBASE-LR インタフェースにて接続する場合

2.1.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2.1.2 略

2.2 100GBASE-LR4 インタフェースにて接続する場合

2.2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ba Clause82, 83, 88 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

(略)